

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、事務員として就労していた。
- 2 請求人によると、会社の前社長に引き抜かれ同社に転職したが、平成〇年〇月に同前社長が解任された際、転職前に提示された労働条件が嘘であったことが判明し、さらに、会社事務部長から同前社長の愛人と言われたこと等により、死にたいと強く思うようになったという。

請求人は、①平成〇年〇月〇日、C小児科・内科・循環器科に受診し「うつ症状」、②同月〇日、Dクリニックに受診し「うつ病エピソード」、③同月〇日、Eクリニックに受診し「うつ病」、④同月〇日、F病院に受診し「うつ病（うつ病エピソード）」と各々診断された。

- 3 本件は、請求人が、精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の病名と発病時期については、決定書理由に説示するとおり、平成〇年〇月にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。
- (2) 精神障害の業務起因性の判断は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。
- (3) 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、①人員が減少したため、上司から過大なノルマを課され続けたこと、②仕事のやり方等について上司から再三個別に呼出しを受けたこと、③上司から、請求人が原因で同僚が退職した、前社長から会社の金銭が愛人である請求人に流れた等の悪口を言われたこと、④転職時に提示された労働条件が、平成〇年〇月の前社長解任時に嘘であったことが判明したことの4つを挙げている。

そこで、これらの主張について、それぞれ認定基準別表1の具体的出来事の①「達成困難なノルマが課された」、②「上司とのトラブルがあった」、③「会社で起きた事故、事件について、責任を問われた」、④「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」に該当するとみて検討したが、決定書理由に説示するとおり、①から③については客観的な事実が確認できず、また、④についても、請求人に対して労働条件に係る虚偽を伝達されていたか否かが不明であるといわざるを得ないものである。

当審査会としては、①から③の出来事について、仮に請求人の主張する出来事が事実であったとしても、a. 会社関係者の申述からみて、請求人のみに業務の負担増が課されたものとは認め難いこと、b. 上司からの再三の呼出しがあったとしても、経緯からみて、あくまで業務上の必要な指導であったと考えることが相当であること、c. 上司からの愛人発言等は、職場内でのとりとめのない軽口であったものと考えられ、請求人への嫌がらせを目的とするものであったとまでは判断し得ないことから、いずれもその心理的負荷の程度は「弱」にとどまるものと判断する。

なお、上記の主張の④については、平成〇年〇月に前社長が解任された事実は認められることから、少なくとも具体的出来事の「理解してくれていた人の異動があった」には該当するとみることができても、請求人は、その後も継続して業務に従事しており、業務遂行に大きな支障が生じたとは認められないことから、その心理的負荷の強度は「弱」であると判断することが相当である。

(4) そうすると、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、全てが事実と仮定しても、その総合評価が「弱」となる出来事が4つであることから、その心理的負荷の全体評価は「弱」と判断することが妥当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものである。

(5) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。